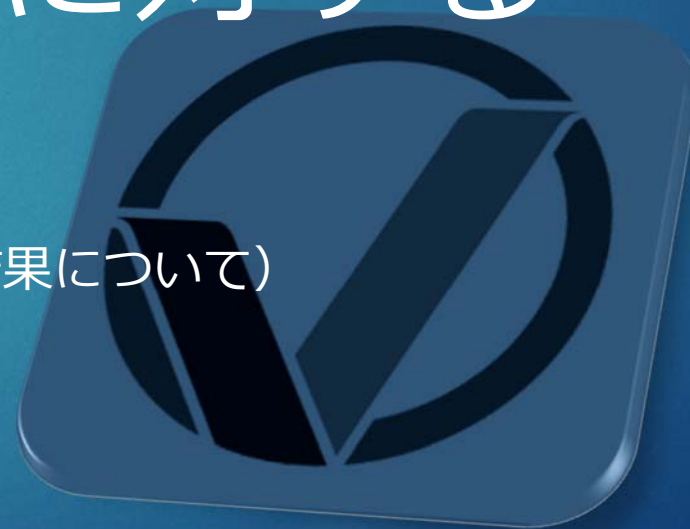


若年者への貸付に対する 取組みについて

(若年者への貸付に関するアンケート調査結果について)

令和元年10月11日

日本貸金業協会



若年者への貸付に関する実態調査（調査概要）

- 2022年4月に施行予定の成年年齢引下げを見据え、若年者への貸付実態について、消費者向貸付を行っている主な協会員（21社）に対しアンケート調査を実施

【調査時点】

2019年3月末時点の状況について、同年4月に調査を実施

【調査内容】

若年者（18～20歳未満、20～22歳未満）に対する「貸付の有無」、
「利用限度額の設定」、「資金使途の確認」、「貸付に際しての注意喚起等」
などの各事業者における自主的な取組状況等を調査

【調査対象】

消費者金融業態5社、事業者金融業態1社、クレジット業態等15社（未回答1社）
（回答が得られた20社で全貸金業者の消費者向無担保貸付残高のうち80.4%をカバー）

調査結果 I

「18～20歳未満」への貸付実態

- 18～20歳未満を貸付対象としていないと回答した割合は4割超である。
- 18～20歳未満を貸付対象としていると回答した貸金業者においては、全て親権者の同意を取得している。また、当該貸金業者のうち約7割が利用限度額を通常より低く設定している。
- 18～20歳未満を貸付対象としていない貸金業者において、2022年4月以降、貸付対象とするか否かについては、約2割が貸付対象としない予定としているが、その余の貸金業者は未定としている。

<貸付の有無>	回答社数	割合
18～20歳未満を貸付対象としていない	9 / (n=20)	45.0%
<親権者の同意>	回答社数	割合
18～20歳未満への貸付にあたり、必ず親権者の同意を取得している	11 / (n=11)	100%
<利用限度額>	回答社数	割合
18～20歳未満への貸付にあたり、利用限度額を通常より低く設定している	8 / (n=11)	72.7%
<18～20歳未満を貸付対象としていない貸金業者の2022年4月以降の方針>	回答社数	割合
18～20歳未満を貸付対象としない予定	2 / (n=9)	22.2%
未定	7 / (n=9)	77.8%

調査結果Ⅱ

「20～22歳未満」への貸付実態

1 8～20歳未満を貸付対象としていないと回答した貸金業者において

- 20～22歳未満を貸付対象としていないと回答した割合は約1割である。
- 20～22歳未満を貸付対象としている貸金業者のうち、学生の場合は貸付対象としていないと回答した割合は2割超である。
- 20～22歳未満の学生を貸付対象としていると回答した貸金業者においては、全て利用限度額を通常より低く設定している。

＜貸付の有無＞	回答社数	割合
20～22歳未満を貸付対象としていない	1 / (n=9)	11.1%

＜学生への貸付＞	回答社数	割合
20～22歳未満への貸付にあたり、学生の場合は貸付対象としていない	2 / (n=8)	25.0%

＜利用限度額＞	回答社数	割合
20～22歳未満の学生への貸付にあたり、利用限度額を通常より低く設定している	6 / (n=6)	100%

調査結果Ⅲ

資金使途の確認、貸付に際しての注意喚起等の実施状況①

- 資金使途の確認は、18歳を最低貸付年齢としている貸金業者の約7割、20歳を最低貸付年齢としている貸金業者の5割が行っている。
- 貸付に際しての注意喚起等の実施状況は、全ての項目で18歳を最低貸付年齢としている貸金業者における実施割合が低い傾向にある。

【A】：18歳を最低貸付年齢としている貸金業者

【B】：20歳を最低貸付年齢としている貸金業者

＜資金使途の確認＞		【A】		【B】	
		貸付対象者	回答社数	割合	回答社数
借入れの資金使途を確認している	18～20歳未満	8 / (n=11)	72.7%	—	—
	20～22歳未満	8 / (n=11)	72.7%	4 / (n=8)	50.0%

調査結果Ⅲ

資金使途の確認、貸付に際しての注意喚起等の実施状況②

【A】：18歳を最低貸付年齢としている貸金業者

【B】：20歳を最低貸付年齢としている貸金業者

＜貸付に際しての注意喚起等の実施状況＞		【A】		【B】	
		貸付対象者	回答社数	割合	回答社数
借り過ぎの注意喚起・計画的利用方法のアドバイスをしている	18～20歳未満	8 / (n=11)	72.7%	—	—
	20～22歳未満	8 / (n=11)	72.7%	6 / (n= 8)	75.0%
名義の貸し借りの危険性の説明を行っている	18～20歳未満	4 / (n=11)	36.4%	—	—
	20～22歳未満	4 / (n=11)	36.4%	5 / (n= 8)	62.5%
マルチ商法・詐欺商法への関与説明を行っている	18～20歳未満	1 / (n=11)	9.1%	—	—
	20～22歳未満	1 / (n=11)	9.1%	5 / (n= 8)	62.5%
返済時の充当順位の説明を行っている	18～20歳未満	5 / (n=11)	45.5%	—	—
	20～22歳未満	4 / (n=11)	36.3%	6 / (n= 8)	75.0%
延滞、返済困難時のアドバイス説明を行っている	18～20歳未満	6 / (n=11)	54.5%	—	—
	20～22歳未満	6 / (n=11)	54.5%	6 / (n= 8)	75.0%
指定信用情報機関への登録説明を行っている	18～20歳未満	8 / (n=11)	72.7%	—	—
	20～22歳未満	8 / (n=11)	72.7%	6 / (n= 8)	75.0%

貸金業者による効果的な取組事例

- 未成年者や20歳以上の学生については、借入契約等についての理解が浅いことや、安定した収入が見込めないことが懸念されるため、申込み時の申告内容の入念な確認など、慎重な審査を行っている。

- 未成年や学生に対しては、与信額の上限を5万円以下に低く設定したり、貸付を行わないなどの措置を取っている。
- 申告年収が顧客の年齢等から想定される平均年収と大きな乖離が見られる場合は、再確認する等の慎重な与信審査を行っている。

- 対面や電話対応における顧客との会話を通して、借入時の金利負担等ローンの利用に関する詳細な説明を行っている。
- 若年者からの申込みにおいては、借り過ぎになっていないか注意するなど親身になって対応することを心がけている。

- 違法行為への加担を防止するため、名義貸しなどに関する注意喚起を行っている。
- 詐欺やマルチ商法などの犯罪被害に巻き込まれることを防止するため、具体的な資金用途等を確認している。

- クレジットカードの入会時にはキャッシングの極度額を付与せず、入会後に顧客からキャッシング利用の申し出があった場合にのみ、親権者の同意を確認したうえで貸付の判断を行っている。

- 学校へ講師を派遣して、ローン利用などの金融に関する基礎知識向上の啓発活動を行っている。
- 独自の金融教育教材を作成して大学等へ配布を行っている。

若年者が過大な債務を負わないための取組み

1. 貸金業法上の規制の遵守

- 返済能力調査義務（貸金業法第13条第1項）
- 年収の3分の1を超える貸付の禁止（総量規制 同法第13条の2）
- 貸付金額が50万円を超える場合、年収証明書の提出義務（同法第13条第3項）

2. 日本貸金業協会の取組み

（1）若年者の金融リテラシー向上についての取組み

- 高校・大学・専門学校等の教育現場や行政主催の消費者向け金銭管理等の啓発セミナーに講師を派遣
- 行政や企業の相談窓口担当者を対象とした相談員向け研修に講師を派遣

（2）若年者保護に資する取組み

- 貸金業に従事する方を対象とした「カウンセリング的手法を取入れた顧客対応」についての社内研修などに講師を派遣

（3）若年者を含む消費者被害防止に向けた取組み

- 東京都等の関係団体・機関と連携して「ヤミ金融被害防止キャンペーン」や「ギャンブル等依存症問題啓発週間キャンペーン」などの啓発活動を実施
- 貸金業に関するトラブルを未然に防ぐための一般消費者向けのガイドブック（ローン・キャッシング Q & A BOOK等）や「ヤミ金融被害防止ポスター」、「ヤミ金融被害防止リーフレット」などの各種啓発教材を全国の教育委員会や消費者生活センター等に配布

<協会の今後の取組み>

- 成年年齢引下げに向けた業界の貸付方針・取組状況等を把握するため、継続して実態調査等を実施。
- 調査結果等を踏まえ、効果的な取組みの公表や事業者へのフィードバック等について協会の会議体において検討。
- 引き続き、若年者に対する積極的な金融教育の普及・啓発活動を通じて消費者被害対策を推進。

【本調査に関するお問い合わせ先】

日本貸金業協会 業務企画部 調査課（電話番号：03-5739-3013）